

第10回大牟田市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月10日(水) 午前9時30分から午前11時10分まで
2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第4委員会室
3. 出席委員(8名)

会 長	古賀	正廣
会長代理	石橋	祐一
3番委員	中島	照章
4番委員	梅野	節子
5番委員	鳥越	孝広
6番委員	内野	和幸
8番委員	松山	規子
9番委員	池端	祥久
4. 欠席委員(1名)

7番委員	境	タヅ代
------	---	-----
5. 議事日程

審議事項		
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	
議案第2号	経営基盤強化促進法の規定による許可申請について	
議案第3号	農地所有適格法人の要件確認について	
議案第4号	農用地の買入協議にかかる要請について	
報告事項		
報告第1号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について	
報告第3号	農地法第18条の規定による許可申請について	
報告第4号	非農地証明について	
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	松尾	健一
次 長	野田	稔雄
職 員	堀江	陽子
職 員	福浦	忠紀

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第10回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、4番委員と5番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

各委員 はい。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 このことについては、10件の申請がございます。
 それでは説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。

 1番は、期間満了による更新申請でございます。

 2番は、借受人であった〇〇さんの取得申請でございます。関連して11ページ1番に解約がございます。

 3番は、所有者の土地処分意向から耕作者の一人である〇〇さんがまとめて購入にまとめたものでございます。関連して解約が11ページの2番と3番にございます。

 4番は、借受耕作者の〇〇さんが所得の申請でございます。こちらも解約提出があっており、11ページ4番にございます。

 5番は、〇〇さんが10年程前から耕作している農地を取得されるものでございます。解約が11ページ5番にございます。

 6番は、耕作者の〇〇さんが取得申請でございます。解約が11ページ6番にございます。

 7番も耕作者の〇〇さんが取得されるもので、解約が10ページ1番にございます。

8番は、長年ハウス施設を建て利用していた〇〇さんが、所得されるものでございます。なお、ご高齢でもあり取得の際に息子さんの管理意向を確認したところ〇〇市にお住まいで管理していくとの確認を行ったところでございます。

9番は、申請人の両親が、19年程前に藪を解消され耕作を始められた農地で、この度所有者の相続に伴い土地処分相談を受けた申請人〇〇さんが取得されるものでございます。取り扱い上は新規農家ということになりますので、営農計画書を作成頂いております。また、年齢的な面から相続時の事も家族で協議いただき、〇〇市にお住まいの子供さんが農地として引き継ぐことの報告を受け申請に至ったものでございます。

10番は、社会福祉法人〇〇が隣接農地を贈与で取得し、施設入所者の活動や気分転換として野菜や花を栽培予定されております。作物等は施設内で利用し、利用者家族に配布を計画されており販売等予定は無いとのことでございます。

なお、法人〇〇は既に農地を所有されており新規ではございません。

いずれも各項目に該当せず、許可基準を満たしていると思われまます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明が終わりました。
次に地区担当委員の意見に入ります。
1番の担当委員は私ですので、私から意見を述べます。

議長 期間満了のため改めて貸借の申請でございますので問題ないと思います。以上です。

議長 次の2番、3番案件は、8番委員からお願いします。

8番委員 〇〇さんは、広く耕作されており、実績ものあるので問題はないと思います。

議長 続きまして番案件から7番案件までは、私から意見を述べます。

議長 4番の〇〇さんは、認定農業者でして地域において頑張っておられ問題はありません。

次の5番は、直接は存じ上げないのですが、農地は私の倉庫からすぐ見えるところでして、今まで荒れたことはなく耕作地を取得されることから問題ないと思います。

6番は〇〇さんで認定農業者で地域で頑張っており全く問題ないと思います。

7番も同じ〇〇さんですが、土地所有者の〇〇さんから土地を処分したいというご相談がありましたが、市街化区域でもあり斡旋とならず直接当事者での売買となったところで何ら問題ありません。以上です。

議長 次の8番案件は4番委員からお願いします。

4番委員 はい。〇〇さんは、正式な貸借をされず長年ハウスを建てて利用されていたようです。〇〇さんはご高齢ですが、まだ、バリバリに働いていらっしゃいます。〇〇市に息子さんがおられ取得の了承もあるということですので何ら問題ありません。以上です。

議長 次の9番と10番は6番委員からお願いします。

6番委員 9番は、ずっと以前は荒地みたいになっていたと思いますが、今はきれいに管理しており、その方が購入ということで既に作られておりますので問題ないと思います。

10番は、経験もおありですし機械も持っていらっしゃいますので農地として管理できると思いますので問題ありません。

議長 ありがとうございます。担当地区委員の意見を終わり審議に入ります。
みなさんからご意見なりご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので審議を終わり採決に入りたいと思います。
採決ですが、今まで案件ごとにやっておりましたが、10件ございますので、今回に限り一括採決としてよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それではそうさせていただきます。
議案第1号の全てを許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
(全員賛成)
全員賛成で議案第1号は許可に決定します。

議長 以上で議案第1号を終わります。
続きまして

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第2号 については、12件の申請がっております。
なお、12番案件は6番委員に関するものですので、その際は退席願います。
それでは、12番を除く案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。まず、資料の訂正がございます。12番案件、物納23kgと作成しておりますが正しくは42kgに訂正をお願いいたします。

それでは、まず1番ですが、既に実耕作をされていた〇〇さんへの貸借申請で提出が遅れていたものの整理でございます。なお、解約が11ページ7番で提出がっております。

次に2番は、裏作のみの新規の期間借地設定でございます。

3番と4番は、〇〇さんが耕作を辞められた後、管理のみとなり、耕作者が不在でしたが、この度、〇〇さん耕作にまとまったものでございます。

5番は、イチゴ栽培での新規就農をされる〇〇さんの貸借申請でございます。

6番と7番は、兼業での新規就農相談を受けていた〇〇さんに関するもので、希望地を6番委員並びに地域の推進委員に仲介をいただき貸借がまとまったものでございます。

8番から10番までは、中間管理事業で推進機構が預かるものでございます。

予定としては農事組合法人が借り受け米麦大豆の栽培計画でございます。

なお、貸借期間は換地処分予定までの期間として設定されているものでございます。

11番は、2月総会にて審議をいただいた売買事業の案件でございます。推進機構から〇〇さんへの移転申請でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局説明が終わりました。審議に入ります。

何かご質問なり、ご意見はございませんでしょうか。

6番委員 5番案件の〇〇さんについてですが、ご自分でアスパラ栽培の予定ではなかったのでしょうか。病で休まれているようですが。

事務局 イチゴのハウス栽培を計画されておりました。

3番委員 はい。

議長 3番委員から説明をお願いします。

3番委員 来週には退院されるそうです。

基盤整備の関係ですが、整備をする中で費用対効果を出すためには、10町程の農地のうちアスパラ栽培であれば3町が必要で、イチゴであれば1町が必要でした。

〇〇さんが7反程のイチゴ栽培予定で、残りを〇〇さんがイチゴを計画してありましたが、ハウス施設の見積を昨年と今年取られたところ倍に増えていたため、

共に元が取れないことから断念されました。そこに昨年からトレーニングファームで学んでいた〇〇さんのハウス用農地を探されていたことから、紹介してもらい耕作して頂けるのであればこちらも助かるということから今回の農地貸借にまとまったところです。

6 番委員 と言うことは、自分でイチゴ栽培をするつもりは無いと。

3 番委員 はい。今度の〇〇さんに貸すということです。

議長 〇〇さんは基盤整備実施後の利用するため取得された土地ですが、その整備途中で新規就農者に貸し出すということですので、議論をいただきたいと思います。農業委員会の裁量になろうかと思いますがいかがでしょう。

6 番委員 経済的理由といたしますか、資材高騰で予定が変わったということではないですかね。

議長 裁量について9番委員にお伺したいと思いますが。

9 番委員 裁量とはある程度の範囲があって、その範囲かどうかを決める際に法令上に決まっていたり細かい基準がある時はそれに則り判断しますが、それさえも無いということであれば裁量で決めていいと思います。ただ裁量も逸脱や乱用は認められていないので不合理な決定にならないような合理的な裁量の範囲で収めないといけないことになります。

聞いていますと資材価格の高騰や健康的な面もあるようなのであり得ることで考慮すべき話しかないとしました。

議長 ありがとうございました。
皆さんからはこれに対して意見がある方はぜひ発言願いたいと思います。
制度的の不满でも構いませんのでございませんでしょうか。

6 番委員 制度的なことではありますよ。〇〇地区でもハードルが高かったから出来なかった面も少しありますし、個人的な面も少しあります。二つのハードルがありますが、個人的な話しは何回も話しているうちに出来ることあり得ますが、元を取るという考え方もおかしいと思いますけどね。土地ですからね。土地は減価償却するものじゃ無いですから、ずっと永遠に残る訳ですから分かってないなと思います。

道路に取られる分がある訳ですから、面積が減るということは農家も応分の負担を払っているんですよ。

元気になって戻ってこられる訳ですが、経済的理由だけでは無く、本人に申し

訳ないが体調面も含め判断するということに。

議長 確認しますが、可否の理由は書いておく必要がありますか。

事務局 認めるか認めないかでございます。認めない時はその理由が必要となります。

議長 賛成するかしないかは自分の判断でよろしいということのようです。
このことで他にご意見はございませんか。
(発言者なし)

議長 それでは、採決に入ります。
まず、5番案件とそれ以外に分けたいと思います。
5番案件を挙することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)
全員賛成で5番案件は許可すること決定します。

議長 次に残りの1番から4番案件までと6番から11番案件までを許可する事に賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)
全員賛成で1番から4番案件までと6番から11番案件までは許可することに決定します。

議長 次に12番案件に入りますので6番委員は退席をお願いします。
－ 6番委員退席－
それでは12番案件の説明を事務局からお願いします。

各委員 はい。ご自身の農業倉庫を建てられた南の農地を新たに借り受ける申請でございます。以上です。
ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局説明が終わりました。審議に入ります。
何かご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので採決に入ります。
12番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で12番案件は許可することに決定致します。
6番委員の入室をお願いします。

議長 6番委員の案件は許可になりました。
次に

議案第3号 農地所有適格法人の要件確認について

議長 このことについては、1件の報告がっております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。
この度、1法人から報告書の提出があり、報告書を基に4要件を総会資料に抜粋しまとめていただいております。いずれの項目も総会資料に記載のとおり全て適となっているところでございます。
要件を満たしているか否かのご審議をお願いいたします。

議長 事務局の説明がございました。何か質問はございませんか。
(発言者なし)
ございませんか。

各委員 はい。

議長 それでは、採決に入ります。
適格法人の要件を満たしていることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で要件を満たしていることに決定します。
次に、

議案第4号 農用地の買入協議にかかる要請について

議長 このことについては、1件の承認申請がっております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。
この度、〇〇市の農地と併せてあっせん申出があり利用調整を行いましたが、不調に終わったため市長に対し買入協議の要請が特に必要と認められるか否かの

ご審議をお願いするものです。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明がございました。制度を含め何か質問はございませんか。

6 番委員 ○○市であっても大牟田市で承認するのですか。

事務局 今回は、大牟田市の土地と○○市の土地をお持ちの○○さんが、一括して売却したいとの申し入れで、推進機構からまとめて一件との取り扱うとのことから大牟田市の一筆分の承認をお願いするための議案提出しているものでございます。

6 番委員 ○○市でも承認がされているんですか。

事務局 大牟田市の農地は大牟田市農業委員会で承認、○○市の農地は○○市農業委員会で承認とそれぞれの総会で審議をいただいているところでございます。

6 番委員 分かりました。

議長 他にございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので採決に入ります。
議案第 4 号を承認される方の挙手を求めます。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で承認に決定します。
次に、

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。

1 番は、転用届が既に提出済みでしたが、計画変更により別人の○○さんが自宅建設をされるものでございます。

2 番は、デイサービス業を営む会社が従業員用駐車場 1 2 台への転用でございます。

3 番は、自宅建設中に敷地が隣接地一部を必要としたことから必要分を分筆し転用されるもので親子の使用貸借をされるものでございます。以上です。

議長 何かご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第2号を終わります。次に、

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。
1番は先ほどの3条申請に関するもので、2番は規模縮小のため解約です。2番は、後の耕作者が見つからないため地域委員に耕作者探しをお願いするものになります。以上です。

報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。全て3条や利用権申請のための解約で、解約後の耕作者がいないものはございません。以上です。

議長 説明が終わりました。このことについて皆さんから何かございますでしょうか。
(発言者なし)

議長 無いようですので報告第3号を終わります。次に、

報告第4号 非農地証明について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。
1番は山状態のものでございます。
2番から5番までは、市街化区域内のもので、いずれも売買のための地目整理が目的でございます。
6番は、山状態のもので地目整理が目的でございます。以上です。

議長 説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので、報告第4号を終わります。

議長

以上で全ての報告事項を終わります。
これをもちまして第10回総会を終了いたします。

閉会

以上